

令和元年度実施施策に係る政策評価書、令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び規制の事後評価書について（案）

令和2年9月9日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、政策評価を実施し、政策評価の結果等について記載した政策評価書を作成しなければならない。

今般、原子力規制庁において、令和元年度実施施策に係る政策評価書（案）、令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）及び規制の事後評価書（案）を取りまとめたところであり、原子力規制委員会にて決定を行う。

① 令和元年度実施施策に係る政策評価書及び概要（案）（別添1、2）

「原子力規制委員会令和元年重点計画」（平成31年3月27日原子力規制委員会決定）において示す令和元年度政策体系の下で実施した各施策について、令和元年8月に原子力規制委員会が決定した政策評価の事前分析表における目標、測定指標等に基づいて原子力規制庁が実施した政策評価を記載したもの。

② 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）（別添3）

「原子力規制委員会令和2年度重点計画」（令和2年3月30日原子力規制委員会決定）において示す令和2年度政策体系の下で実施する各施策について政策評価を実施する際に用いるもの。施策ごとの目標や進捗状況の測定指標、それらの達成手段等について定める。

③ 規制の事後評価書（簡素化）（案）（別添4）

「令和2年度原子力規制委員会政策評価実施計画」（令和2年3月4日原子力規制委員会決定）に基づき、平成25年7月に事前評価を実施した規制（原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更））について、事後評価を行うもの。

2. 今後の手続

令和元年度実施施策に係る政策評価書及び概要、令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表並びに規制の事後評価書については、原子力規制委員会で決定後、総務省（政策評価の所管省庁）に送付するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し、公表する。

（参考）これまでの対応

- 令和2年3月4日 原子力規制委員会において、令和2年度に実施する政策評価の具体的な実施方法等を定める「令和2年度原子力規制委員会政策評価実施計画」を決定
- 令和元年7月3日 政策評価懇談会において、政策評価書（案）等について、学識有識者の意見を聴取
※主な指摘と対応状況は参考資料1のとおり

〈資料〉

- 別添1 令和元年度実施施策に係る政策評価書（案）
- 別添2 令和元年度実施施策に係る政策評価の概要（案）
- 別添3 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）
- 別添4 規制の事後評価書（簡素化）（案）
- 参考資料1 令和2年度第1回政策評価懇談会（7月3日）における主な指摘と対応状況
- 参考資料2 令和2年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和元年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	I. 原子力規制行政に対する信頼の確保					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月		
施策の概要	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019				
達成すべき目標	1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 2. 組織体制及び運営の継続的改善 3. 国際社会との連携					担当部局・作成責任者名	長官官房 児嶋 洋平 総務課長、黒川 陽一郎 監査・業務改善統括調整官、村田真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度	
	当初予算(a)	1,192	921	940	1,194						
	補正予算(b)	-	-	-	-						
	繰越し等(c)	-	-	-	-						
	合計(a+b+c)	940	921	940	1,194						
執行額(百万円)	956	791	739	1,027							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
1	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号: I.1.1】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。			A
			100%	100%	100%	100%	100%				
2	ホームページの利用のしやすさ 【PDCA管理番号: I.1.1】	- (-)	A*	A*	A*	A*	A*	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。			A
			A*	A*	A*	A*	A*				
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成				
3	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組 【PDCA管理番号: I.1.1】	第1章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 被規制者との面談録等のHP掲載について、一部二週間程度かかったものの、概ね一週間以内に公開した。また、音声自動文字起こしシステムを導入し議事録を作成し、詳細な内容を公開した。 新規制基準適合性審査会合や検討チーム等の議事録を適切に公開した。 ホームページのリニューアルに向けた概念設計等の作成により、ホームページ改善に向けた見通しを立てた。 経営責任者(CEO)との意見交換を11回、原子力部門の責任者(CNO)との意見交換を3回実施した。 原子力エネルギー協議会(ATENA)と試行的に個別具体的事案について対話を開始することとし、第9回CNOとの意見交換会(令和元年7月)にATENAも参加し意見交換を開始した。更に、委員会においてATENAと経年劣化管理に係る実務レベルの意見交換を行うことが了承され(令和2年1月)、第1回会合を開催した(令和2年3月)。 委員による現場視察及び地元との意見交換を2回実施した(愛媛県及び鹿児島県の知事、関係市町の首長)。佐賀県からの要請に基づき、同県原子力安全専門部会において、玄海原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査結果について説明を行った。 原子炉安全専門審査会(炉安審)・核燃料安全専門審査会(燃安審)を開催し、新検査制度等への取り組みについて、外部有識者から意見を伺った(令和元年7月、9月、12月)。 ホームページ上での迅速な情報提供、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る3号機原子炉建屋内の映像の公開により、社会的に関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できた。 年間を通じて75回行った原子力規制委員会(計300件の議題)において、科学的・技術的見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性と中立性を確保した。 					A			

4	組織体制・運営等の継続的改善 【PDCA管理番号：I.2】	第1章第2節	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップに沿った活動として、委員・幹部と職員との対話、安全文化に関する職員インタビュー調査を実施した。また、原子力規制委員会マネジメント規程について、IRRSの指摘等を踏まえた全部改正を行った。EBPMIに関する取組については、行政事業レビューにおいてロジックモデルの活用拡大を図った。 原子力規制委員会の業務マニュアル類の体系的整理を実施し、イントラネットにおいて業務マニュアル類を一元的に管理するためのテストページを作成し、試運用を開始した。 マネジメントシステム内部監査は、部署別監査及びテーマ別監査を実施し、業務量が多い部署等に対し、管理的な業務の改善に資する勧告・提言を行った。 IRRSフォローアップミッションの受入れに先立ち、事前提出資料(ARM)の取りまとめや体制整備を含む準備を適切に実施した上で、IRRSミッションチームと連携し、フォローアップミッションの円滑かつ実効的な実施を推進した。一連のIRRSミッションを経て組織体制の強化、組織運営の向上が図られ、規制基盤が改善された。フォローアップミッション後に明らかとなった課題をもとに、継続対応事項及び各事項の担当原課を整理し、令和2年3月に対応方針を取りまとめた。 	A
5	国際機関との連携 【PDCA管理番号：I.3】	第1章第3節	<ul style="list-style-type: none"> フランスASN、フィンランドSTUK、ドイツBMUBとの間で二国間会合を実施し、積極的かつ時宜に即した技術的・制度的な情報・意見交換を実施した。多国間では、G7・NSSG会合、INRA、WENRA、TRMの枠組みに参加して連携を深めたほか、アジア及び欧米の主要各国規制機関の幹部等を招き、東京電力福島第一原子力発電所視察を実施した。そのほか、国際アドバイザー会議を2回開催し、国際的な知見を得た。 OECD/NEAやIAEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、拠出金事業所管課、会計課、人事課が連携して各課の役割分担を明確化し、これに基づき、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。条約の関係では、廃棄物等合同条約(JC)のワーキンググループ会合に積極的に参加するとともに、原子力安全条約(CNS)第8回検討会合において、我が国における条約の履行状況についての報告をし、国際的な議論に貢献する予定である。 人材育成に関しては、CNSのレビューに関して、庁内各課室に広くレビューワーの募集をかけ、国際室以外の他課室から20名の参加登録を得ることができた。また、更田委員長の海外出張などの際に若手職員を同行させることで、国際協力業務への資質のある人材育成に努めた。 	A
6	法的支援、訴訟事務への着実な対応 【PDCA管理番号：I.4】	第1章第4節	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。 訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書や意見書等の作成を依頼し、令和元年度中に報告書を10通、意見書等を5通受領し、訴訟上利用した。 法令等の立案及び運用における改善点を把握し、個別審査によって改善を図った。 	A
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (全6件中S:0件 A:6件 B:0件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが原子力規制行政に対する信頼性の向上に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長及び委員と主要な原子力施設を保有する事業者等の経営責任者(CEO)の意見交換や委員長又は委員と地元関係者の意見交換等が適正に行われ、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は適切に確保されている。 国際原子力機関(IAEA)による総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションを受け入れ規制基盤の改善に活用したり、第2期中期目標(令和2年4月から令和7年3月まで)を策定したりするなど組織体制及び運営の継続的改善が行われた。 引き続きIAEAやOECD/NEA等の国際機関や諸外国の原子力規制機関との情報交換を行うなど国際社会との連携を維持した。 <p>ただし、以下の点については今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に関し、ホームページの利用のしやすさについては、現状の目標は達成しているものの、文書へのアクセス性の大幅な改善を図る必要がある。ホームページの利用のしやすさについて、新たな定量指標を設けることが望ましい。 マネジメントシステムの文書の体系化を進めるべきである。表面的、形式的になることなく、個々の職員等において意識され、実効的、現実的なものである必要がある。 組織体制及び運営の継続的改善については、「委員・幹部と職員との対話」などのマネジメントシステム改善ロードマップの活動への参加職員数が限定的であり、活動内容を再考すべきである。また、組織の風通しを良くし、率直かつ活発な議論によって関係者が問題点を良く把握し、業務を改善していく必要がある。 マネジメントシステム内部監査は組織の改善に有効に機能している。監査対象や他業務を勘案しつつ、対象件数を増やすことが望まれる。新検査制度の本格運用に入ることあり、原子力規制事務所と本庁との連携などをチェックする必要がある。 国際社会との連携については、知見を収集するだけでなく、それらの規制への反映が十分であったか、自らの知見の発信は十分に果たしたかを重視して行うべきである。 <p>なお、外部要因による影響等として、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、一部の国際会議や国外調査が延期された。同感染症への対応として、原子力規制庁に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、在宅勤務の原則化、2班交互で在宅勤務と出勤を行う体制の構築、審査会合等でのWeb会議システムの活用等を行うこととし、審査・検査等を継続するとともに危機管理体制を維持した。</p>			

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁職員と被規制者との面談内容について、令和元年度から実施している自動文字起こし結果公開の規模を拡大する。 ・ホームページリニューアルに向けて、令和元年度に行った概念設計・詳細設計の結果をもとに、詳細設計について引き続き検討を行うとともに、構築作業に着手する。あわせて、移行や動作のテストを行い、一般公開に向けて準備を進める。 ・原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組を継続するとともに、社会的な要求の高まりなどを踏まえ、必要に応じて、専門的事項について説明するコンテンツを作成する。 ・引き続き、委員によるCEO、CNO、ATENAとの意見交換、現場視察及び地元関係者との意見交換、炉安審・燃安審を随時開催する。 ・地元とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行に注力する。 <p>(組織体制・運営等の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IRRSフォローアップミッションを踏まえ、安全文化の育成・維持及びマネジメントシステムの組織全体への定着に向けた新たな行動計画を作成する。 ・原子力規制委員会の業務マニュアルの一元的管理の整備をすると共に、マネジメント規程を補完する文書を作成し、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。 ・IRRSミッションを経て明らかになった課題への対応の進捗管理を行う。 <p>(国際機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。 ・二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制委員会内における情報共有、フォローアップを徹底する。 ・国際業務の経験豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。特に国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣等により、若手職員の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。 <p>(法的支援、訴訟事務への着実な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な争訟対応を行っていくための訴訟や不服申立てに係る体制整備を図る。 ・引き続き、各部署の法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、個別審査による指摘により、着実な支援を行う。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>

令和元年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	Ⅱ. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月																																		
施策の概要	原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019																																				
達成すべき目標	1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善 2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携 4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善 5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当) 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、大島 俊之 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金 谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)																																				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>536</td> <td>686</td> <td>708</td> <td>859</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-</td> <td>▲2</td> <td>-</td> <td>291</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>536</td> <td>684</td> <td>708</td> <td>1,293</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(百万円)</td> <td>438</td> <td>554</td> <td>633</td> <td>1,104</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	当初予算(a)	536	686	708	859		補正予算(b)	-	-	-	143		繰越し等(c)	-	▲2	-	291		合計(a+b+c)	536	684	708	1,293		執行額(百万円)	438	554	633	1,104	
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																						
当初予算(a)	536	686	708	859																																							
補正予算(b)	-	-	-	143																																							
繰越し等(c)	-	▲2	-	291																																							
合計(a+b+c)	536	684	708	1,293																																							
執行額(百万円)	438	554	633	1,104																																							
施策の予算額・執行額等(予算の状況)(百万円)																																											
定量指標	基準値(基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成																																			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																					
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数【PDCA管理番号:Ⅱ.2】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																		
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数【PDCA管理番号:Ⅱ.2】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件	同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																		
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数【PDCA管理番号:Ⅱ.2】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件	同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																		
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成																																				
4	原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施【PDCA管理番号:Ⅱ.1.】	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉について、158回の審査会合を開催した。実用発電用原子炉施設の設置変更許可18件、工事計画(変更)認可98件、保安規定変更認可28件等を行った。 ・女川原子力発電所2号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可を行った(令和2年2月26日)。特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可(玄海、大飯)及び工事計画認可(高浜1, 2, 3, 4号炉、川内2号炉、伊方3号炉)、緊急時対策所の設置に係る設置変更許可(大飯)、リラクキングに係る設置変更許可(玄海)を行った。 ・ふげんの廃止措置計画に係る審査会合1回、高速実験炉常陽の新規制基準適合性に係る審査会合11回、ふげんの現地調査1回、常陽の現地調査1回、人形峠環境技術センターの廃止措置計画に係る審査会合2回を行った。 ・試験炉施設の設置変更承認1件、設工認21件、保安規定変更認可5件及び廃止措置計画変更認可1件、核燃料物質の使用変更許可15件及び保安規定変更認可312件を行った。使用変更承認5件、合併及び分割の認可1件及び廃止措置計画認可2件を行った。また、ふげんの廃止措置計画認可1件、もんじゅの保安規定変更認可2件、ふげんの保安規定変更認可1件を行った。 ・再処理施設の保安規定の認可1件、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明変更認可2件、リサイクル燃料備蓄センターの現地調査1回、加工施設の設工認7件、加工施設の保安規定の認可2件、輸送容器の設計変更承認2件、輸送容器の容器承認3件、輸送容器の設計承認と容器承認の期間更新をそれぞれ4件行った。 ・地震・津波に関する新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査について、敷地の立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めると厳正かつ適切に審査を実施した。 ・高温工学試験研究炉の設置変更許可申請、リサイクル燃料貯蔵株式会社の使用済燃料貯蔵事業変更許可申請及び東海再処理施設の廃止措置計画変更認可のうち基準地震動等の自然現象に係る申請について、審査結果をとりまとめた。 ・もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合8回、東海再処理安全監視チーム会合10回、もんじゅの現地視察1回を行った。 ・もんじゅの廃止措置計画変更認可1件、東海再処理施設の廃止措置計画変更認可4件を行った。 					A																																			

5	原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施 【PDCA管理番号: II.2】	第2章第2節	<p>・新検査制度に係る政令については、令和元年11月7日に公布され、原子力規制検査等の法令類のうち実用炉に関するものは、12月25日に委員会決定し、令和2年1月23日に公布された。核燃料施設等に関する法令類は、令和2年2月5日に委員会決定し、同年3月17日に公布された(4月1日施行)。他の内規類についても、年度内に必要な整備を行った。</p> <p>・新検査制度の施行に向けた試運用については、指摘事項に対する重要度評価を含めたより本格運用に近い試運用フェーズ2を実施し、抽出された課題等をガイド類へ反映させた。年度後半では試運用フェーズ3として本格運用に向けた最終調整を行い、実施した。</p> <p>・使用前検査20件(実用炉14件、核燃料施設6件)、施設定期検査15件(実用炉12件、核燃料施設3件)を実施した。</p> <p>・法令に基づき厳正かつ適切に保安検査を実施した。違反事案の件数は実用炉関係の違反7件、核燃料施設等関係の違反4件である。</p> <p>・以下の事故トラブルに関して、是正処置、再発防止策等の事業者の対応について、公開会合等で確認するとともに、適時規制委員会において原子力規制庁から報告を受けた。</p> <p>①柏崎刈羽発電所1号機における非常用ディーゼル発電機(B)の異常 ②核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えい ③大洗研究所材料試験炉における二次冷却系統冷却塔の倒壊 ④高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷 ⑤伊方発電所3号機における原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がり</p> <p>なお、令和2年2月18日に関西電力から報告があった「高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷」については、今後、事業者の対応を公開会合で確認していく。</p>	A
6	最新知見等に基づく規制制度の策定、見直し 【PDCA管理番号: II.3】	第2章第3節及び第4章第2節	<p>・ピット処分及びレンチ処分に係る規則等を改正し、公布・施行した(令和元年12月5日)。</p> <p>・中深度処分に係る基準等の整備については、事業者等からの意見聴取を踏まえ、規制基準策定の方針を規制委員会です承した(令和2年1月)。</p> <p>・「クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準」の意見募集を行った上でこれを決定した(令和元年9月)。</p> <p>・クリアランス対象施設の拡大及びクリアランスレベル設定対象核種の拡大を行う規則の制定案及び審査基準の改正案を策定し、意見募集を開始した(令和2年3月)。</p> <p>・検査制度見直しに関する検討チーム、ワーキンググループ及び関連する事業者面談での原子力事業者等からの意見や、新検査制度の試運用・試行から抽出された課題などを法令類へ反映させた。</p> <p>・現行使用前検査と新たな制度下での検査・確認を並行して的確に運用するため、使用前検査の効率的な運用の方針について、使用前検査実施要領(標準要領)を制定するとともに、使用前事業者検査ガイドブックを制定した。</p> <p>・発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、国際的な動向を調査し、その結果も踏まえて、信頼性向上の観点から現行規制の見直しに着手した(令和元年9月)。</p> <p>・計4回の検討チーム会合を通じて原子力事業者との丁寧なコミュニケーションを行い検討を進めた。</p> <p>・大山生竹テフラの既許可の降下火砕物の最大層厚の設定が不相当であるため、関西電力に対して設置変更許可申請を命令した。これを受け、大飯発電所3、4号炉、高浜発電所1～4号炉及び美浜発電所3号炉の設置変更許可申請書が提出され、審査を行っているところ。</p> <p>・高浜発電所の警報が発表されない可能性のある津波への対応について、設置変更許可申請を行う必要があることが委員会決定された。その後、関西電力から設置変更許可申請を行う旨とそれに伴う必要な対策を講じるまで1～4号炉を同時に運転しない旨を確認。高浜発電所1～4号炉の設置変更許可申請書が提出され、審査を行っているところ。</p> <p>・火山部会において、観測データに有意な変化があったと判断する目安について審議するとともに、九州電力が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の火山モニタリング結果に関する評価結果について審議した。</p> <p>・震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームにおいて検討結果を取りまとめ、設置許可基準規則解釈及び審査ガイドを改正すること、事業者が対応するために必要な期間等を事業者から聴取することとし、事業者からの意見を聴取した。また、事業者からの意見聴取結果を踏まえた基準の改正方針について、原子力規制委員会において審議した(令和2年3月)。</p> <p>・原子力発電所の火山影響評価ガイドについて、分かりやすさの観点から記載を見直し改正した(令和元年12月)。</p> <p>・放射線審議会の答申を踏まえ、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する原子炉等規制法の関係告示を改正した(令和2年2月)。</p> <p>・外運搬告示改正及び申請手続ガイドの案の意見募集を実施。令和2年2月に意見募集結果を踏まえ告示改正及びガイドを制定した。</p> <p>・従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、原子力規制庁によるその具体的な検討の進め方を規制委員会において了承した(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。</p> <p>・燃料被覆管、高エネルギーアーク損傷、柏崎刈羽6、7号機の審査知見の反映等、規制基準改正に伴い変更申請等がなされたものに対して審査及び検査を厳正に実施した。</p> <p>・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析した。また、国内原子力施設等の事故トラブル公開会合(1回)を開催し、情報収集を行った。</p> <p>・181件の事故・トラブル情報の1次スクリーニング結果と3件の2次スクリーニング結果を技術情報検討会で検討し、外部専門家で構成される原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に報告し、助言を求めた。</p> <p>・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行った(3回)。運転経験関連の国際会合において国内トラブル情報の発信並びに加盟国との情報交換を行った(6回)。</p>	A

7	安全と核セキュリティと保障措置の調和 【PDCA管理番号: II.4】	第2章第4節	<ul style="list-style-type: none"> 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行った。そのための職員の信頼性確認についても適切に運用した。 安全と核セキュリティ及び保障措置担当部局間の連携を確固としたものとするため、これらの調和に関する内部文書を策定した。 相互の干渉事例の収集等について、継続的に取り組んだ。 	A	
8	放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施 【PDCA管理番号: II.5】	第2章第5節	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求に係る事項も含め、適切な審査・検査の準備を行い、実施した。 新たな眼の水晶体の等価線量限度の規制への取入れについて、関係者と協議をし、規則・告示を改正した。 信頼性確保の義務化に向けて、測定に関する規制要求の方針を決定した。 	A	
目標達成度合いの測定結果		各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (全8件中 S:0件 A:8件 B:0件 C:0件 D:0件)
評価・分析		<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規規制基準適合性審査をはじめ原子炉等規制法に基づく規制は厳正かつ適切に行われている。また、新検査制度の施行に向けて段階的に試運用を実施し、本格運用に向けた準備が着実に行われた。 既許可の降下火砕物の最大層厚の設定が不適切であることへの対応、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応等、最新知見に基づく規制制度の見直しは着実に行われた。また、試運用の結果を法令類へ反映するなど、新検査制度の施行に向けた準備が規制制度面でも着実に行われた。 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。 放射性同位元素の使用をしようとする者からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等125件を実施し、放射線障害防止に係る規制を厳正かつ適切に実施した。 放射性同位元素等規制法に係る規制制度の継続的改善として、危険性の高い放射性同位元素(特定放射性同位元素)を取り扱う事業者に対し、盗取を防止するための防護措置を、令和元年9月より新たに義務付けること等を行った。 <p>ただし、以下の点については今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施」の評価の際、審査等に当たって特に資源を費やした論点についてどう考えるのか工夫が必要である。 「原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善」に関し、安全性向上評価制度の定着、活用を一層図るべきであり、継続的な議論が必要である。 ウラン廃棄物の規制基準の整備について令和2年度の重点計画に記載すべき。 			
今後の取組の方向性		<p>(原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度においても、事業者からの申請に対し厳正かつ適切に審査を実施する。 <p>(原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度から計画通り新検査制度を本格実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。 引き続き、事故トラブルについて、公開会合での確認等を通じて適切に対応する。 <p>(最新知見に基づく規制制度の策定、見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手する。 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制手法について一定の結論を得る。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の可否等についての検討を開始する。 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告する。 運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行う。 引き続き、中深度処分に係る基準等の整備、クリアランス関係規則等の整備に取り組む。 輸送分野に関し、IRRSミッションで指摘された事項について、関係する規則の改正等を行うとともに、IAEA放射性物質安全輸送規則(2018年版)を国内規制へ取り入れる。 <p>(安全と核セキュリティと保障措置の調和)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全と核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書に則り、審査・検査業務を適切に行う。 <p>(放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求の実施に係る事項も含め、適切な審査・検査を引き続き実施する。 放射線測定の信頼性確保について、上記方針に基づき、次年度中の施行規則及び予防規程ガイドの改正を目指して、引き続き検討を行う。 			
学識経験を有する者の知見の活用		原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)			

令和元年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名		Ⅲ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月	
施策の概要		東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019			
達成すべき目標		1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 3. 放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
当初予算(a)	7,828	7,020	6,949	7,153	7,051						
補正予算(b)	▲ 188	481	-	-	-						
繰越し等(c)	▲ 322	▲ 236	963	525	-						
合計(a+b+c)	7,318	7,265	7,912	7,678	-						
執行額(百万円)	6,297	6,325	6,817	7,086	-						
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成	
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
1	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(中期的リスクの低減目標マップのうち、当該年度までに完了した項目数) 【PDCA管理番号:Ⅲ.1】	- (-)	-	-	-	28	33	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(2019年度末までに33項目を完了)よう監視・指導することが望ましいため。	A		
			17	20	22	28	35				
2	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(実施計画の変更認可申請について、申請から一年以上経過している案件の数(各年度末時点)) 【PDCA管理番号:Ⅲ.1】	- (-)	-	-	-	0件	0件	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、実施計画の変更申請に対する審査を、滞りなく進めることが重要なため。	B		
			-	-	3件	0件	2件				

定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価	達成
3 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 【PDCA管理番号：Ⅲ.1】	第3章第1節	<ul style="list-style-type: none"> ・特定原子力施設監視・評価検討会を10回開催し、1号機及び2号機の使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定等の重要検討課題を含めた、東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(以下、「中期的リスクの低減目標マップ」という。)に示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。 ・令和元年6月26日の第10回原子力規制委員会において、特定原子力施設監視・評価検討会の体制について、取り扱う議題の変更等に合わせ、外部専門家の追加等の見直しを行った。 ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項については、1号機廃棄物処理建屋の残水処理及び4号機建屋内滞留水の優先処理、1号機及び2号機の使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定、3号機タービン建屋の開口部閉止、8.5m盤のフェーシング、放射性物質の分析体制の強化及び能力の向上の方策の検討並びに構内設備等の長期保守管理計画の策定について完了したことを確認した。中期的リスクの低減目標マップに示された重要検討課題について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。 ・一方で、1/2号機共用排気筒の上部解体等、中期的リスクの低減目標マップに示された事項の一部では、トラブル等の発生により、東京電力の取組が遅れている事項があった。当該事項については、進捗ありきではなく、作業が安全かつ着実に進むことを最優先としつつ、目標が達成できるよう、特定原子力施設監視・評価検討会等で改善を求めると、厳格に監視・指導していく。 ・廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、令和2年3月4日の第68回原子力規制委員会において、中期的リスクの低減目標マップの改定を行った。 ・実施計画については、平成31年4月時点で審査中の変更認可申請は19件あり、令和元年度は、さらに18件の申請を受けた。そのうち21件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。 ・審査の進め方について、申請に先立ち東京電力内で申請内容を十分に整理・準備するよう指導する、東京電力に回答の見込み時期を提示させた上で次回の面談を調整する等、より円滑な審査が実施出来るような取組を行っている。 ・一方で、申請から一年以上経過している案件が2件存在している。原因としては、廃炉作業の進捗に伴い新たに対応を検討すべき事項について、東京電力において検討中のため、必要な補正申請等の手続きが停止しているためである。当該案件については、面談等によって東京電力の検討状況を監視し、可能な限り速やかに審査が進捗するよう、引き続き努める。 ・検査等業務を円滑に実施するため、専門検査部門と1F室との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、適切に検査を実施した。具体的には、実施計画の審査のための面談に参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映した。 	A
4 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 【PDCA管理番号：Ⅲ.2】	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所において18回の現場調査を実施し、事故分析に必要な情報の収集等を行った。 ・3号機原子炉建屋の内部調査の映像公開や、プレスオープンでの現場調査の実施など、事故分析に係る積極的な情報発信を行った。 ・令和元年9月の原子力規制委員会において、事故分析の実施方針や体制等について決定し、当該決定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の体制を再整備し、当該検討会を5回開催し、事故分析に係る検討を進めた。 ・事故分析を進めるにあたっては、原子力エネルギー協議会(ATENA)に協力を求め、事故分析に必要な情報の効果的な収集を行った。 ・事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、原子力規制庁と関係機関による調整の場として、「福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議」を設置し、当該会議を3回開催し、必要な調整等を行った。 ・7月に東京で開催された国際会議(The 2nd meeting of the OECD/NEA/ARC-F Project)に出席し、これまでに得られた知見と課題、及びプロジェクトの進め方について認識の共有を行った。また、2月にパリで開催された国際会議(同3rd meeting)に出席し、今後の研究課題について意見交換を行った。 	A
5 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施 【PDCA管理番号：Ⅲ.3】	第3章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して大気浮遊じん、降水物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、その結果について遅滞なく公表した。 ・「復興・創生期間」後を見据えたモニタリングのあり方について検討し、必要な予算措置等を講じた。また、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用したモニタリングのあり方について、関係自治体と協議した。 ・リアルタイム線量測定システムの配置の適正化については、福島県を始めとする関係自治体との調整を行い、平成30年3月の方針を変更し、令和元年5月の原子力規制委員会において、当面存続させることを基本とする新たな方針を決定した。 	A

目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (全5件中S:0件 A:4件 B:1件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <p>(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、35件が完了した。また、廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、中期的リスクの低減目標マップの改定を行った。 ・東京電力福島第一原子力発電所における規制を見直し、関係法令等の整備を行った。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、21件認可した。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故分析の実施方針や体制等について整備し、現場調査や各会合において、必要な情報収集、調整及び検討を着実に実施した。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を公表するなど東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングを適切に実施した。 <p>一方で、東京電力における検討の進捗状況等により、実施計画の変更認可申請から1年以上経過している案件が2件存在しており、今後も対応していく必要がある。</p> <p>ただし、実施計画認可の対象とすべき範囲の見直しについては今後の課題である。</p>			
今後の取組の方向性	<p>(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。 ・実施計画の認可の対象となる事項をより適切な範囲に見直す。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場調査による情報収集や、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会等における議論等を実施し、事故分析を進める。また、2020年内をめどに、中間的な報告書を取りまとめる。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 ・事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表する。 ・今後のモニタリングや予算のあり方について検討する。 			
学識経験を有する者の知見の活用	原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)			

令和元年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名		IV. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月
施策の概要		最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019		
達成すべき目標		1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積 3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立					担当部局・作成責任者名	長官官房 金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当) 大島 俊之 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当) 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長		
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度		
		当初予算(a)	13,135	12,209	11,154	10,937				
		補正予算(b)	-	295	-	-				
		繰越し等(c)	1,251	321	1,093	845				
		合計(a+b+c)	14,386	12,825	12,247	11,782				
		執行額(百万円)	12,050	10,594	9,747	8,124				
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値				測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成	
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
1	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進(採用数の確保) 【PDCA管理番号:IV.4】	- (-)	-	-	-	-	29名	原子力規制人材を育成していくために、令和元年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持することが重要である。	A	
2	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進(採用数の確保(女性割合)) 【PDCA管理番号:IV.4】	- (-)	74名	63名	53名	40名	55名		A	
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成		
3	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 【PDCA管理番号:IV.1】	第4章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則等を改正した(平成31年4月)。 IRRSによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえた事業者の安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドを制定した(令和元年12月)。 従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。【再掲】 技術情報検討会の1次・2次合同ワーキングにおいて、GENERIC ISSUESタスクフォース(以下「GITF」という。)から得られた知見を技術基盤課から規制担当課に情報提供するとともに、安全上重要なものについて、技術情報検討会に情報を共有した。 原子力規制部等からの技術支援依頼を受け基盤グループから規制部各課に技術支援した。 技術評価を希望する民間規格を事業者から聴取し、民間規格の技術評価の計画を策定した(令和元年6月)。 維持規格の技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正した(令和元年6月)。 技術評価計画に基づき、原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チームを立ち上げ(令和元年7月)、検討チーム会合を5回開催し、技術評価を行った。 令和2年度の民間規格の技術評価の実施に係る計画を策定するために、事業者から技術評価を希望する規格を聴取した(令和2年2月)。 ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等を改正し、公布・施行した(令和元12月5日)。【再掲】 中深度処分に係る基準等の整備については、事業者等からの意見聴取を踏まえ、規制基準策定の方針を規制委員会です承した(令和2年1月)。【再掲】 「クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準」を意見募集を行った上で決定した(令和元年9月)。【再掲】 クリアランス対象施設の拡大及びクリアランスレベル設定対象核種の拡大を行う規則の制定案及び審査基準の改正案を策定し、意見募集を開始した(令和2年3月)。【再掲】 					A		

4	国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映【PDCA管理番号: IV.2】	第2章第3節及び第4章第2節	<p>・安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GITFを運営した。50件のスクリーニングを実施し、以下の6件の要対応技術情報(候補)を抽出し、技術情報検討会に報告した。</p> <p>① 日本海溝沿いの地震活動の長期評価について ② 福島県による津波浸水想定について ③ 中性子照射がコンクリートの強度に及ぼす影響に関する知見について ④ キャスクのスラップダウン落下試験から得られた最新知見について ⑤ 重大事故環境下におけるケーブルの絶縁特性評価について ⑥ 航空機落下事故に関するデータについて</p> <p>・発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、国際的な動向を調査し、その結果も踏まえて、信頼性向上の観点から現行規制の見直しに着手した(令和元年9月)。【再掲】 ・計4回の検討チーム会合を通じて原子力事業者との丁寧なコミュニケーションを行い、検討を進めた。【再掲】</p> <p>・原子力発電所の火山影響評価ガイドについて、分かりやすさの観点から記載を見直し改正した(令和元年12月)。【再掲】 ・放射線審議会の答申を踏まえ、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する原子炉等規制法の関係告示を改正した(令和2年2月)。【再掲】 ・外運搬告示改正及び申請手続ガイドの制定に関して、意見募集を経て告示を改正し、ガイドを制定した。【再掲】 ・従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。【再掲】</p> <p>・燃料被覆管、高エネルギーアーク損傷、柏崎刈羽6、7号機の審査知見の反映等、規制基準改正に伴い変更申請等がなされたものに対して審査を厳正に実施した。【再掲】</p> <p>・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析した。また、国内原子力施設等の事故・トラブル公開会合(1回)において、情報収集を行った。【再掲】 ・181件の事故・トラブル情報の1次スクリーニング結果と3件の2次スクリーニング結果を技術情報検討会で検討し、外部専門家で構成される原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に報告し、助言を求めた。【再掲】 ・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行い(3回)、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行った(6回)。【再掲】</p> <p>・国外で発生した自然事象に関する情報収集の枠組みの構築に向けて、インドネシア地震津波を対象に、インドネシア原子力規制機関(BAPETEN)等を通じた協力による、インドネシアの研究機関等とのコネクションづくり及び現地調査の可能性を検討した。BAPETENとは令和元年9月に二国会合を行い、現地調査及び情報交換会合の開催への協力が得られた。開催実現に向けて日程調整を進めており、3月にインドネシアを訪問する予定で日程調整を進めていたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により訪問できなかった。</p> <p>・インドネシア地震津波に関する情報収集の一環で、インドネシアで開催された国際シンポジウム(International Symposium on the Lessons Learnt from the 2018 Tsunamis in Palu and Sunda Strait)等に参加するとともに、現地調査を実施した学識者・有識者へのヒアリング(全3回※)及び学識者による原子力規制庁での講演会(全6回※)を開催し、知見の共有・蓄積を図った。文献調査による収集情報について、分析を行い、スラウェシ地震津波について技術情報連絡会にて情報を共有した。(※平成31年1月からの回数)</p> <p>・国内の自然事象に関する情報については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、収集した情報について分析を行い、地震調査研究推進本部による「日本海溝沿いの地震活動の長期評価の改訂について」、福島県による「津波浸水想定について」を技術情報検討会に報告し、情報を共有した。</p>	A
---	--	----------------	--	---

5	安全研究の推進 【PDCA管理番号:IV.3】	第4章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針に基づき24件の安全研究プロジェクトを実施した。それらの成果を積極的に公表した(掲載済み論文19件)。また、学会から3件の賞を受賞した。掲載論文数は、昨年度の15件を上回り、優れた学術的成果を創出した。 ・事前評価(5件)、中間評価(5件)、事後評価(5件)を規制庁において計画どおり実施し、原子力規制委員会において報告を受けた。また、年次評価は研究部門の業務マネジメントの一環として実施した。 ・令和2年度以降の安全研究実施方針を策定した(7月)。 ・二国間の国際活動(NRC、IRSN及びGRS)との情報交換を実施するとともに、OECD/NEAにおける国際共同研究プロジェクト(17件)、OECD/NEA CSNI傘下のワーキンググループ等(11件)に参画するなど、国際活動に積極的に参加した。 ・OECD/NEA/CSNIの調査研究活動(ARC-F)に参加し、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国(22機関)と認識を共有した。 ・研究職の技術力向上にも資する共同研究の実施に関し、JAEA安全研究センター等と新規11件を含む13件の共同研究(内訳: JAEA等9件、大学11件(重複含む))を進めた。 	A
6	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進 【PDCA管理番号:IV.4】	第4章第4節	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業については、事業の評価体系及び達成度の評価を令和元年度内に、事業者を集めた情報交換会を令和2年度初めに行うとしていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、当初の予定どおり行えなかった。今後の実施に向けて、オンライン等を活用した方法を検討することとした。 ・新検査制度の本格的運用等に係る人材育成について、研修等を適切に実施し、必要な任用資格の付与を行っている。なお、原子力検査資格については、必要な職員に付与すべく、任用資格の認定に係る体制を強化して実施し、原子力規制検査に対応できる専門知識を有した職員を確保した。また、若手職員を対象とした基本資格に係る教育訓練課程を適切に実施している。 ・共同研究事業に37名の職員(重複含む)に従事させるとともに、JAEA安全研究センターに3名の職員を派遣し試験研究に専従させた。 ・学会発表等の公表活動の場で専門家との議論を通じ研究職員の能力向上に努めた。 ・研究4部門の総括業務の一部について、研究4部門の各原班の班長が対応する体制を構築し、総括班の業務及び人数の削減を図った。これにより、総括業務を実施していた研究系職員を研究に専念させることが可能となった。技術基盤課に技術基盤グループ全体の旅費精算事務を集約し、技術基盤グループとして一括して対応できる仕組みを構築したことによって、当該事務の効率化が図られるとともに、研究系の職員が研究に専念するための環境改善の一助となった。上記のような取り組みは、研究成果の発表及び公表に関する環境改善に寄与し、昨年度15件であった公表論文数が、今年度は19件の実績に結びついた。 	B

目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり (B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (6件中 S:0件 A:5件 B:1件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送・貯蔵兼用キャスクを用いた原子力発電所敷地内における使用済燃料貯蔵に関する規則等の改正や、審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に向けた検討を進めるなど、最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善を進めた。 ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき安全研究プロジェクトを実施し、安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積を進めた。 ・職員の採用、教育訓練の実施、研究系職員の原子力機構への派遣など、原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立を図った。 ・ただし、人材育成事業については、事業の評価体系及び達成度の評価を令和元年度内に、事業者を集めた情報交換会を令和2年度初めに行うとしていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、当初の予定どおり行えなかった。 <p>ただし、以下の点については今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理、研究者の世界における基本的マナーについて考慮すべき。 ・安全研究や人材育成に関する委託事業の委託先において、事業費が適正かつ効果的に使用され、事業が所期の成果を上げる見込みであることを十分に確認することについては、引き続き留意する必要がある。 ・研修の体系化とともに、質の向上に努める必要がある。(他分野・組織からの学び、教わる側だけでなく教える側にも回る仕組み、研修の効果を評価する方法についての改善) 			
今後の取組の方向性	<p>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GITFを運営する。 ・国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析する。国内の自然事象に関しては、GITFの活動の一環として、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行い、最新知見と判断される場合は技術情報検討会で検討する。 ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手する。 ・IRRSによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の案策定を目指し、作業を進める。 ・令和2年度の技術評価の計画を策定し、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。 <p>(国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。 ・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制手法について、一定の結論を得る。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を開始する。【再掲】 ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告する。【再掲】 ・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行う。【再掲】 <p>(安全研究の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和2年度以降の安全研究に向けて)」(令和元年7月3日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。 ・令和2年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たな重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめめる。規制研究の公表促進活動として、JAEA安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。 ・6月を目途に令和元年度に終了する8件の安全研究プロジェクトの事後評価を、1月を目途に令和3年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。 ・規制上の課題を踏まえた安全研究を規制課題調整会議にて取りまとめ、それらを踏まえ、7月に令和3年度の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。 ・二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関するものは、国際的な調査活動等に参加し、これらの結果等を海外へ情報発信する。 ・基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究(新規テーマを含む)を計画しており推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。 <p>(原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保については、引き続き戦力となる人材について、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、人材育成事業の評価と次の展開について戦略を検討する。 ・人材の育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程において受講人数の増加に対応するカリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実化を図るとともに、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。 ・研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。 			
学識経験を有する者の知見の活用	原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)			

令和元年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	V. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法	政策評価実施時期	2020年9月	
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議			
達成すべき目標	1. 核セキュリティ対策の強化 2. 保障措置の着実な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
	当初予算(a)	4,233	4,027	3,769	4,485					4,336
	補正予算(b)	-	280	-	-	-				
	繰越し等(c)	▲ 701	421	280	-	-				
	合計(a+b+c)	3,532	4,728	4,049	4,485	-				
執行額(百万円)	3,250	4,367	3,979	4,418	-					
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価						達成		
1	核セキュリティ対策の強化 【PDCA管理番号: V.1】	第5章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る規制の厳正かつ適切な実施については、核物質防護規定の変更の認可を130件実施したほか、核物質防護検査を56件実施するとともに、個人の信頼性確認制度の運用、核物質防護訓練における初動対応、情報システムセキュリティ対策を含めた防護措置の実施状況等の確認を厳正かつ適切に行った。また、平成30年12月に東京電力ホールディングス株式会社からの申告により、同社福島第一原子力発電所において、防護区域の出入口に係る防護措置の不徹底による福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画遵守義務違反2件が認められたことを踏まえ、平成31年4月26日付けで同社に対して注意文書を出した。 核セキュリティ対策強化に資する制度整備については、実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化等に係る原子力規制委員会規則等の改正(平成31年2月13日第59回原子力規制委員会)、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威の策定(平成30年10月15日第35回原子力規制委員会)等を踏まえて核物質防護に係る審査基準を改正(平成31年4月8日第2回原子力規制委員会)したほか、令和2年度からの原子力規制検査制度の開始に向けて、令和元年6月からの試運用の結果等を踏まえつつ、関係法令や原子力規制検査関連文書の策定を進めた。また、IPPASフォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について原子力規制庁から報告を受けた(令和元年12月16日第48回原子力規制委員会)。 						A	
2	保障措置の着実な実施 【PDCA管理番号: V.2】	第5章第2節	<ul style="list-style-type: none"> IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行した。具体的には、通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号機について、3号機の使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへの新燃料集合体の移動に伴う検認活動を実施するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な措置を講じた。また、IAEAの限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持しようとする国レベル保障措置の取組を受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別査察実施手順書について、IAEAと必要な検討・協議を実施し、適用を開始した。IAEAが実施した2019年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行った。具体的には、核物質管理センターの業務の適確な遂行の確保に資するため、原子炉等規制法に基づく立入検査を令和元年度も実施し、原子炉等規制法関連規定の遵守状況や情報セキュリティ強化対策の実施状況等を確認し、必要な指導・監督を行った。 						A	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (2件中 S:0件 A:2件 B:0件 C:0件 D:0件)						
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ対策の強化に資する制度整備として、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為の脅威等の策定に伴い審査基準を改正するとともに、令和2年4月からの核物質防護に係る原子力規制検査の運用開始に向け、関係法令等の整備、ガイドの作成等を行った。 IAEAが実施した2019年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得たほか、国レベル保障措置手法に基づく施設タイプ別査察実施手順書についてIAEAと検討・協議を実施し、適用を開始するなど、保障措置を着実に実施した。 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。(再掲) <p>ただし、3Sの調和については、当然ながら文書の整備に終わらず業務の中で適切に行うことが重要である。</p>									

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>(核セキュリティ対策の強化) ・原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえて、核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格に実施する。</p> <p>(保障措置の着実な実施) ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>

令和元年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名		VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月	
施策の概要		原子力災害対策指針を含めた放射線防護のための制度を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019			
達成すべき目標		1. 放射線防護対策の充実 2. 危機管理体制の充実・強化					担当部局・作成責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急 事案対策室長 放射線防護グループ 小野 祐二 放射線防護企画課長、村山 綾介 監 視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長			
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
		当初予算(a)	21,053	20,820	19,205	18,920					
		補正予算(b)	▲ 188	2,283	-	-					
		繰越し等(c)	894	▲ 2,282	1,784	4,608					
		合計(a+b+c)	21,759	20,821	20,989	23,528					
		執行額(百万円)	18,655	18,908	19,096	4,418					
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値				測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
1	放射線モニタリングの実施・ 技術的検討 (全都道府県の空間線量率 の公表) 【PDCA管理番号: VI.2】	- (-)	366日分	365日分	365日分	365日分	366日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準 の把握のための監視及び測定に関する事務を 行っており、全都道府県の毎日9時～10時の平均 の空間線量率を公表することを目標値とする。	A		
2	危機管理体制の充実・強化 (原子力事業者防災訓練の 確認) 【PDCA管理番号: VI.3】	- (-)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業 者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報 告することが義務付けられており、防災基本計画 では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行 うこととされている。このため、原子力事業者の訓 練を確認・評価する仕組 みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力 事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能 力を向上させる必要があるため、令和元年度の 原子力事業者防災訓練を全39事業所において実 施することを目標値とする。	A		
定性指標		年次報告内の 実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成			
3	最新知見に基づく放射線 防護に係る技術的基準等 の改善 【PDCA管理番号: VI.1】	第6章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会事務局としてICRP2007年勧告に関する検討課題について、『女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度(妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度)を含む)に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ』及び『「実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方」に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ』の取りまとめに貢献した。また、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」(意見具申)を踏まえた関係行政機関の諮問及び答申に係る円滑な審議を支援し、放射線障害防止の技術的基準の斉一化に貢献した。さらに、放射線審議会事務局として、関係省庁連絡会を開催して適切に情報共有を行った。 「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム会合報告書」を踏まえ、原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正を行った。 平成30年度原子力事業者防災訓練から得られた緊急時活動レベル(EAL)に関する課題を踏まえ、事業者と「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」での公開の議論を経て、EALの判断基準等について原子力災害対策指針、関連規則等の改正を行った。また、核燃料物質等の陸上輸送時の災害対策に関する課題について、緊急時における初動対応の明確化を踏まえ、同指針の改正を行った。 令和元年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和2年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。 					A			

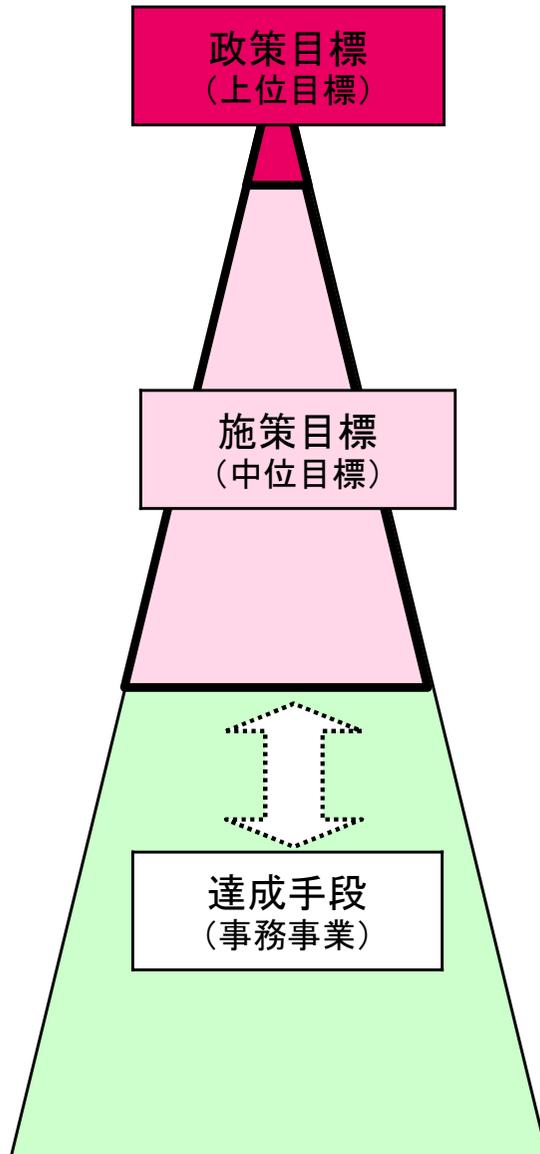
4	放射線モニタリングの実施・技術的検討 【PDCA管理番号: VI.2】	第6章第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等における緊急時モニタリングの実効性の向上のため、モニタリング実務研修及び緊急時モニタリングセンターに係る訓練を実施した。また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの構築については、システム開発の開始後に新たに見つかった課題に対処しつつ、令和2年10月の運用開始を目指して整備を進めている。このほか、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備を着実に実施した。 ・47都道府県に委託している環境放射能水準調査、海洋環境放射能水準調査、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリング等を確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表した。 ・放射能測定法シリーズについて、委託事業者が設置した改訂検討委員会が7月、10月、1月、3月に開催され改訂案の作成等に係る検討がなされるとともに、その結果を踏まえて環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を12月に開催し改訂案等について検討を実施した。 	A
5	危機管理体制の充実・強化 【PDCA管理番号: VI.3】	第6章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の規制に関する法律の対象施設において、放射線線源に関連する緊急事態を含む事故・トラブルが発生した場合の対処マニュアルを策定するとともに、事案発生時の対応体制を整備した。また、緊急時対策システム(ERSS)の機能向上の反映及びシステムの取扱いの観点から、「緊急時対策支援システム(ERSS)運用マニュアル」を新たに制定し、運用を開始した。加えて、放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化することとし、「放射性物質の事業所外運搬時の事故発生時における原子力規制庁の初動対応マニュアル」を新たに作成した。 ・緊急時対応を実施する職員の緊急時対応能力をさらに強化するため、年間の訓練・研修計画を力量管理の視点から改善するとともに、機能班等ごとの能力向上シートの作成及び同シートの人事評価への反映を体系化して推進した。 ・発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、平成30年度に実施した訓練の成果を踏まえて、令和元年度訓練実施方針を検討した。これに基づき、訓練シナリオの作成並びに訓練の実施及び評価を行い、5原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、9原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。 ・平成30年度の原子力事業者防災訓練の実施結果を踏まえて、「現場実動訓練の実施」等の項目について、令和元年度の訓練の評価指標を改正し、評価方法の見直しを行った。また、令和元年度には全39事業所において訓練を実施した。 ・原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、関係省庁、原子力事業者及び原子力エネルギー協議会(ATENA)を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を2回開催した。また、原子力発電所の立地地域における関係機関の連携強化を図るため、原子力災害対策地域連絡会議を4回開催した。 ・統合原子力防災ネットワークシステムは、各オフサイトセンター等に設置している設備に関し次期システムへ更改が完了した。また、固定型衛星通信システムの更改についても、19拠点(内1拠点は新設)の更改を実施した。 ・緊急時対策支援システム(ERSS)は、令和元年度中にシステム更改を行い、新規制基準適合炉を重点対象として機能強化した新システムの試運用を開始した。 ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)においては、マスターデータの整備及び外部システムとのデータ連携を目的とした整備を実施した。さらに、令和2年10月を目途に運用を開始する予定のRAMISESの次期システムの構築を実施している。 	A
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (5件中 S:0件 A:5件 B:0件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者や事前配布方法等に関して原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、防護対策の実効性向上を進めた。 ・安全研究として「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を着実に実施し、得られた成果の一部がICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの検討に活用されるなど、放射線規制・放射線防護に係る科学的知見の充実を進めた。 ・緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等により、放射線モニタリングとその技術的検討を適切に行った。 ・環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、その結果を遅滞なく公表した。 ・緊急時の対応に関するマニュアルやシステムの整備、原子力事業者防災訓練への助言や評価、地方公共団体との緊急時通信訓練、原子力施設において事故・トラブルが発生した際の初動対応などを的確に行うことで、危機管理体制の充実・強化を図った。 <p>ただし、防災訓練については、オンサイト対応に当たる要員とオフサイト対応に当たる要員が、それぞれ他方における知識を充実させることが重要であることを考慮して、今後、各種の訓練等を行う必要がある。</p>			

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>(最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の課題となっているICRP2007年勧告に関する検討のうち、放射線業務従事者に対する健康診断に係る取りまとめに貢献する。また、放射線審議会の関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を共有することにより、関係省庁との連携を一層充実していく。さらに、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。 令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和元年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。さらに、事業開始後3年が経過したことを踏まえ、今後の事業のあり方について検討を開始する。 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、おおむね3年毎の見直しに向けて検討を開始する。 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。特に、令和元年12月18日第49回原子力規制委員会で指摘のあった、EALの判断基準に係る抜本的な見直しについては、原子力規制委員会での議論を踏まえ、検討を進める。 <p>(放射線モニタリングの実施・技術的検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練を実施するとともに、令和2年10月の運用開始・モニタリングデータの常時公表を目指して、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを構築し、システムを安定的に運用するなど、原子力施設周辺等における平常時・緊急時モニタリング体制の充実を図る。 環境中の放射線及び放射性物質の水準の測定・監視や、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリングを確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表する。 モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂等を適切かつ遅滞なく行う。 <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制の充実・強化に向けて、事象の蓋然性等を考慮しつつ、初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを行う。また、IRRSミッションでの指摘を踏まえ、放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施する。 年間を通じて様々な訓練を体系的に企画・実施し、危機管理体制・指揮命令系統の更なる充実、運用の改善、各職員の能力向上を図る。加えて、緊急時対応業務に関する業績目標の設定(業務全体の5%以上従事)及び評価を実施する。 原子力事業者防災訓練について、令和元年度の評価結果、原子力災害対策指針の改正、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和2年度の原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、令和2年度の訓練を実施する。 原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。 統合原子力防災ネットワークシステムの回線冗長化を推進する。また、固定型衛星通信システムの更改を8拠点実施する。 緊急時対策支援システムは、新システムの正式運用を開始すると共に、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、令和2年10月を目的に次期システムの運用を開始し、適切なシステム維持管理を行う。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>

令和元年度実施施策の政策評価の概要（案）

令和2年9月
原子力規制委員会

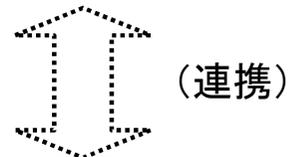
令和元年度原子力規制委員会の政策体系について



原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る

政策評価の対象(6施策)

- I.原子力規制行政に対する信頼の確保
- II.原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
- III.東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
- IV.原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築
- V.核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施
- VI.放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化



行政事業レビュー(50事業)

各施策目標の評価結果について（総括表）

事前に定めた測定指標の達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定した。

施策目標	目標達成度合いの 測定結果	各指標の評価				
		S	A	B	C	D
I. 原子力規制行政に対する信頼の確保	目標達成 (A)	0	6	0	0	0
II. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ 適切な実施	目標達成 (A)	0	8	0	0	0
III. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉 に向けた取組の監視等	相当程度進展有り (B)	0	4	1	0	0
IV. 原子力の安全確保に向けた技術・ 人材の基盤の構築	相当程度進展有り (B)	0	5	1	0	0
V. 核セキュリティ対策の強化及び 保障措置の着実な実施	目標達成 (A)	0	2	0	0	0
VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の 充実・強化	目標達成 (A)	0	5	0	0	0

施策目標：Ⅰ．原子力規制行政に対する信頼の確保

目標達成度合いの測定結果：目標達成（平成30年度：相当程度進展あり）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。（S:0、A:6、B:0、C:0、D:0）

【評価の概要】

- 以下のように、各種の取り組みが原子力規制行政に対する信頼性の向上に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
 - 委員長及び委員と主要な原子力施設を保有する事業者等の経営責任者(CEO)の意見交換や委員長又は委員と地元関係者の意見交換等が適正に行われ、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は適切に確保されている。
 - 国際原子力機関(IAEA)による総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションを受け入れ規制基盤の改善に活用したり、第2期中期目標(令和2年4月から令和7年3月まで)を策定したりするなど組織体制及び運営の継続的改善が行われた。
 - IAEAやOECD/NEA等の国際機関や諸外国の原子力規制機関との情報交換を行うなど国際社会との連携を維持した。

【今後の課題】

- ホームページの利用のしやすさについては、現状の目標は達成しているものの、文書へのアクセス性の大幅な改善を図る必要がある。ホームページの利用のしやすさについて、新たな定量指標を設けることが望ましい。
- マネジメントシステムの文書の体系化を進めるべきである。表面的、形式的になることなく、個々の職員等において意識され、実効的、現実的なものである必要がある。
- 組織体制及び運営の継続的改善については、「委員・幹部と職員との対話」などのマネジメントシステム改善ロードマップの活動への参加職員数が限定的であり、活動内容を再考すべきである。また、組織の風通しを良くし、率直かつ活発な議論によって関係者が問題点を良く把握し、業務を改善していく必要がある。
- マネジメントシステム内部監査は組織の改善に有効に機能している。監査対象や他業務を勘案しつつ、対象件数を増やすことが望まれる。新検査制度の本格運用に入ることもあり、原子力規制事務所と本庁との連携などをチェックする必要がある。
- 国際社会との連携については、知見を収集するだけでなく、それらの規制への反映が十分であったか、自らからの知見の発信は十分に行えたのかを重視して行うべきである。

施策目標：II. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

目標達成度合いの測定結果：目標達成（平成30年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。（S:0、A:8、B:0、C:0、D:0）

【評価の概要】

- 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 新規規制基準適合性審査をはじめ原子炉等規制法に基づく規制は厳正かつ適切に行われている。また、新検査制度の施行に向けて段階的に試運用を実施し、本格運用に向けた準備が着実に行われた。
 - 既許可の降下火砕物の最大層厚の設定が不適切であることへの対応、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応等、最新知見に基づく規制制度の見直しは着実に行われた。また、試運用の結果を法令類へ反映するなど新検査制度の施行に向けた準備が規制制度面でも着実に行われた。
 - 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。
 - 放射性同位元素の使用をしようとする者からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等125件を実施し、放射線障害防止に係る規制を厳正かつ適切に実施した。
 - 放射性同位元素等規制法に係る規制制度の継続的改善として、危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、盗取を防止するための防護措置を、令和元年9月より新たに義務付けること等を行った。

【今後の課題】

- 「原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施」の評価の際、審査等に当たって特に資源を費やした論点についてどう考えるのか工夫が必要である。
- 「原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善」に関し、安全性向上評価制度の定着、活用を一層図るべきであり、継続的な議論が必要である。
- ウラン廃棄物の規制基準の整備について令和2年度の重点計画に記載すべき。

施策目標：Ⅲ．東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（平成30年度：相当程度進展有り）
判断根拠：測定指標を概ね達成したため。（S:0、A:4、B:1、C:0、D:0）

【評価の概要】

➤ 以下のように、各種の取組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。

（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視）

- 中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、35件が完了した。また、廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、中期的リスクの低減目標マップの改定を行った。
- 東京電力福島第一原子力発電所における規制を見直し、関係法令等の整備を行った。
- 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、21件認可した。
- ただし、東京電力における検討の進捗状況等により、実施計画の変更認可申請から1年以上経過している案件が2件存在しており、今後に対応していく必要がある。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

- 事故分析の実施方針や体制等について整備し、現場調査や各会合において、必要な情報収集、調整及び検討を着実に実施した。

（東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施）

- 福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を公表するなど東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングを適切に実施した。

【今後の課題】

- 実施計画認可の対象とすべき範囲の見直しが課題。

施策目標：Ⅳ．原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（平成30年度：相当程度進展有り）
判断根拠：測定指標を概ね達成したため。（S:0、A:5、B:1、C:0、D:0）

【評価の概要】

- 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 輸送・貯蔵兼用キャスクを用いた原子力発電所敷地内における使用済燃料貯蔵に関する規則等の改正や、審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に向けた検討を進めるなど、最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善を進めた。
 - 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき安全研究プロジェクトを実施し、安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積を進めた。
 - 職員の採用、教育訓練の実施、研究系職員の原子力機構への派遣など、原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立を図った。
 - ただし、人材育成事業については、事業の評価体系及び達成度の評価を令和元年度内に、事業者を集めた情報交換会を令和2年度初めに行うとしていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、当初の予定どおり行えなかった。

【今後の課題】

- 研究倫理、研究者の世界における基本的マナーについて考慮すべき。
- 安全研究や人材育成に関する委託事業の委託先において、事業費が適正かつ効果的に使用され、事業が所期の成果を上げる見込みであることを十分に確認することについては、引き続き留意する必要がある。
- 研修の体系化とともに、質の向上に努める必要がある。（他分野・組織からの学び、教わる側だけでなく教える側にも回る仕組み、研修の効果を評価する方法についての改善）

施策目標：V. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の 着実な実施

目標達成度合いの測定結果：目標達成（平成30年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。（S:0、A:2、B:0、C:0、D:0）

【評価の概要】

➤ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。

- 核セキュリティ対策の強化に資する制度整備として、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為の脅威等の策定に伴い審査基準を改正するとともに、令和2年4月からの核物質防護に係る原子力規制検査の運用開始に向け、関係法令等の整備、ガイドの作成等を行った。
- IAEAが実施した2019年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得たほか、国レベル保障措置手法に基づく施設タイプ別査察実施手順書についてIAEAと検討・協議を実施し、適用を開始するなど、保障措置を着実に実施した。
- 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。（再掲）

【今後の課題】

- 3Sの調和については、文書の整備に終わらず業務の中で適切に行うことが重要である。

施策目標：VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の 充実・強化

目標達成度合いの測定結果：目標達成（平成30年度：相当程度進展有り）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。（S:0、A:5、B:0、C:0、D:0）

【評価の概要】

➤ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。

- 安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者や事前配布方法等に関して原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、防護対策の実効性向上を進めた。
- 安全研究として「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を着実に実施し、得られた成果の一部がICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの検討に活用されるなど、放射線規制・放射線防護に係る科学的知見の充実を進めた。
- 緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等により、放射線モニタリングとその技術的検討を適切に行った。
- 環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、その結果を遅滞なく公表した。
- 緊急時の対応に関するマニュアルやシステムの整備、原子力事業者防災訓練への助言や評価、地方公共団体との緊急時通信訓練、原子力施設において事故・トラブルが発生した際の初動対応などを的確に行うことで、危機管理体制の充実・強化を図った。

【今後の課題】

- 防災訓練については、オンサイト対応に当たる要員とオフサイト対応に当たる要員が、それぞれ他方における知識を充実させることが重要であることを考慮して、今後、各種の訓練等を行う必要がある。

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(抜粋)

(平成25年12月20日 政策評価各府省連絡会議了承)

「目標達成度合いの測定結果」欄中、「(各行政機関共通区分)」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点(長期の計画の見直しに反映できる時点等)で、事前分析表において明らかにした測定指標における目標を実績に照らし、以下の区分のいずれに当たるかを記入する。

(原子力規制委員会評価)

① 目標超過達成

全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

S

② 目標達成

全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの

A

③ 相当程度進展あり

一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの

B

④ 進展が大きくない

一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

C

⑤ 目標に向かっていない

主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

D

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名		1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020		政策評価 実施予定時期		2021年8月	
施策の概要		・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020					
達成すべき目標		以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成		担当部局・作成責任者名		長官官房 児嶋 洋平 総務課長、黒川 陽一郎 監査・業務改善統括調整官、村田真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長					
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
定量指標		基準値 (基準年 度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			年度ごとの実績値								
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1.(1).】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。			
			100%	100%	100%	100%					
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1).】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。			
			A※	A※	A※	A※					
3	職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	-	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。			
			98.7%	95.8%	93.6%	95.4%					
4	職員の確保と育成 (海外機関への派遣者数) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	-	3人	職員の国際活動に係る力量向上のためには、国際機関や海外の規制機関等への職員派遣等により、若手人材の国際活動の経験の獲得を促すことが必要である。このため、海外機関等への派遣者数3名を達成できたかを目標とする。			
			5人	9人	1人	0人					
5	職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	-	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数を2500人を目標とする。			
			1056人	1241人	1685人	2031人					

定性指標	目標	測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
<p>6</p> <p>令和2年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 1. (1).】</p>	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 年度を通じて、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行うとともに、原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格に服務規律に基づいた行動ができたか。 - 自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。生じた課題について改善を図ったか。 - ホームページリニューアルに関する詳細設計検討、構築作業を行うことにより、次年度の一般公開に向けた見通しが得られたか。 - アーカイブ検索システムの一一般公開を行ったか。一般利用者へのアンケートを行い、「ホームページと比べて、検索性の向上が図られている」という結果が得られたか。 - 各資料への固有番号及び属性情報等を付与する仕組みの検討及びルール作りを行い、試行を開始することができたか。 - 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開したか。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - CEO、CNO、ATENA との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を随時行うことができたか。また、炉安審・燃安審を随時開催できたか。 - 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行ができたか。 - 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込めたか。 - 安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。 - 新たな行動計画に基づき安全文化の自己評価に必要な調査を実施し、マネジメントレビューに調査結果を報告できたか。 - 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る研修を実施できたか。 	<p>原子力規制委員会 令和2年度重点計画</p>
<p>7</p> <p>令和2年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 1. (2).】</p>	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> - マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。 - 新たな計画に基づきマネジメント規程を補完する文書を策定できたか。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。 - 得られた知見が原子力施設の安全規制の改善に活用できたか。 - 二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - 核物質防護に関するIAEAの関連文書の策定・見直しへの参画や、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護の継続的改善につなげることができたか。 - 放射線防護に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。 - 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEAに対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。 - 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。 - 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。 - 予算の適切な執行管理を行えたか。 - 情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。 - 行政LANシステムの調達仕様の策定と構築事業者の決定を行ったか。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。 - 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。 - 各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。 - 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。 	<p>原子力規制委員会 令和2年度重点計画</p>

8	<p>令和2年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:1.(3)】</p>	<p>(高い倫理観の保持) - 研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合(男性育休(13%)等)、全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となっていることを確認し、職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行ったか。 (原子力規制人材の確保) - 定数に対する実員数の割合(95%)、新卒採用者に対する女性割合(30%)、障害者法定雇用率(2.5%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。 - 人材育成事業の実施状況(参加者が、就職先としての原子力規制庁等、原子力安全や原子力規制分野に興味を持った割合5割以上を達成できたか、参加者のうち、原子力規制庁のインターンシップに参加した人数など)を評価し、次の戦略を検討できたか。 (原子力規制人材の育成) - 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。 - カリキュラム及び指導方法を適切に見直す等を行い、課程の改善・充実化を図ったか。 - 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。 - 研修の質の向上に向けて教授法や研修評価手法などについて、調査・検討を行い、令和3年度から試行するための手法を特定できたか。 - 年1回の希望調査に、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の自己評価を実施できたか。 - 上記の自己評価を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。 - 関係部署横断チームを設置し、具体的な原子力規制事務所のニーズを整理した上で、必要なアドバイスを実施できる部署を明確にし、優先順位をつけて計画的に、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションのための具体策を実現できたか。 - 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に行えたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。 - 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。</p>	<p>原子力規制委員会 令和2年度重点計画</p>
---	---	---	-------------------------------

達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業 レビュー 事業番号
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	原子力安全規制情報広聴・ 広報事業 (平成16年度)	429 (316)	328 (311)	317 (307)	631 (602)	676	6	<ul style="list-style-type: none"> ・本格導入した音声自動文字起こしシステムを活用し、詳細な内容を公開することにより、透明性の確保を行う。 ・ホームページリニューアルに関する構築作業について、次年度に向けた一般公開を行えるよう、プロジェクト全体を計画した上で実行する計画書を作成し、計画書に沿って構築作業を実施する。 ・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。 ・原子力施設等に重大な影響を及ぼす事象が発生した際に、一般国民に対して情報提供を行う体制の整備を行う。 ・定例会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・アーカイブ化を行う。 ・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検索可能とするシステムの整備・運用を行う。 	001
(2)	国際原子力発電安全協力推 進事業 (平成7年度)	160 (92)	134 (48)	114 (63)	72 (48)	67	7	<p>諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関との人的交流を行う。</p> <p>また、アジア・世界の原子力規制機関同士が情報を共有する枠組みであるANSN(Asian Nuclear Safety Network)、GNSSN(Global Nuclear Safety and Security Network)を活用し、海外の原子力規制に係る最新情報の収集・発信を行う。</p>	002
(3)	国際原子力機関原子力発電 所等安全対策拠出金 (平成4年度)	390 (390)	293 (293)	359 (287)	336 (232)	255	7	<p>原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEAが取り組んでいる、①質が高く効率的なIAEA安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEAの核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対するIAEAの枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。</p>	003
(4)	経済協力開発機構原子力機 関拠出金 (平成18年度)	59 (53)	52 (46)	52 (47)	54 (49)	50	7	<p>原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。</p>	004

(5)	原子力発電安全基盤調査拠出金 (平成4年度)	73 (73)	68 (68)	69 (22)	72 (60)	46	7	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業(東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	005
(6)	原子力検査官等研修事業 (平成24年度)	147 (128)	210 (113)	388 (341)	416 (343)	429	8	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。 ※平成30年度より、平成29年度事業「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」と「原子力安全研修事業」を統合。	018
(7)	プラントシミュレータ研修事業 (平成26年度)	1,081 (883)	353 (274)	372 (363)	272 (231)	283	8	発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、新規基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。 ※平成29年度補正予算額のうち、105百万を平成30年度へ繰越。	032
(8)	原子力規制人材育成等の推進 (平成28年度)	300 (189)	382 (285)	381 (286)	359 (268)	351	8	国内の大学等が提案した原子力規制に係る教育研究プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。 事業が継続する15事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。一方、事業者からの要望を踏まえ、各継続事業の進捗管理を強化する。また、第2期の新規募集を実施するが、第1期で事業を実施しなかった新規の大学等からの応募及び第1期事業が終了し、第2期に引き続き応募する大学等においては、他大学との連携や学内の自然科学・一般産業の安全に関わる理工学・社会科学等の他分野連携を目指す応募について審査をし、採択をする。	033
(9)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	-	823 (788)	899	8	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	035
施策の予算額・執行額		2,639 (2,124)	1,820 (1,438)	1,680 (1,716)	3,035 (2,621)	3,056			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化		施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020		政策評価 実施予定時期	2021年8月
施策の概要	・原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 ・最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 ・原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020			
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。 (1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応		担当部局・作成責任者名		技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、大島 俊之 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度ごとの実績値						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0	0	
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0	0	

定性指標	目標	測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
<p>4</p> <p>令和2年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(1)】</p>	<p>・設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)に示した、以下の観点を含め、厳正かつ適切に審査を実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。 - 審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えられたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。 - 原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。 - 事業者による安全性向上評価の確認や、審査・検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。また、事業者の安全性向上評価について、その結果を効果的に活用するための取り組みを行ったか。 - 事故トラブルについて公開会合での確認等を通じて事業者の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。 	<p>原子力規制委員会 令和2年度重点計画</p>
<p>5</p> <p>令和2年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(2)】</p>	<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析することができたか。 - 国内外で今後発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。 - 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。 - 積極的な成果の公表ができたか。 - 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。 - 令和3年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。 - 二国間又は多国間の研究に関する国際活動に積極的に参加できたか。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。 - 共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。 <p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> - バックフィット案件である「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について規制への適用の在り方を検討し、その結論を踏まえて適切に運用したか。 - 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制上の取扱いについての検討を引き続き行い、一定の結論を得たか。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等について検討したか。 - IRRS ミッションによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の案策定を目指し、作業を進めたか。 - 令和2年度の民間規格の技術評価の計画を策定し、これに基づき技術評価に関する検討チームを設置し、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。 - 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告したか。 - 運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行ったか。 - 輸送分野に関し、国内規則への取り入れ及びIRRS フォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関して、適切に規則の改正等を行ったか。 - 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手したか。 	<p>原子力規制委員会 令和2年度重点計画</p>
<p>6</p> <p>令和2年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(3)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。 - 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 - 令和2年4月の改正原子炉等規制法の施行に際して、各種許認可申請をスムーズに審査・処分し、新制度へ円滑に移行できたか。 	<p>原子力規制委員会 令和2年度重点計画</p>

7	令和2年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。 音声自動文字起こしシステムを本格導入し、運用できたか。 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の改善に取り組めたか。 経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会を適切に実施し報告書を取りまとめ、原子力規制委員会として原子力規制庁から報告を受けたか。 これまでのバックフィット事例を網羅的に分析することができたか。 原子力規制検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。更にリスク情報の活用を進めたか。 リスク情報を活用し、審査の基準・手法・手順などの合理化を行ったか。 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを検査等によって確認ができたか。 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を、その特殊性を踏まえ、適時適切に実施したか。 中深度処分に係る委員会規則等の改正及びガイドの制定を行ったか。サイト解放基準の考え方を整理し、必要な基準等を整備したか。 ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について実効的な規制基準となるよう検討を行ったか。 IRRS ミッションで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。 [再掲]輸送分野に関し、国内規制への取り入れ及びIRRS フォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関しては、適切に規則の改正等を行ったか。 				原子力規制委員会 令和2年度重点計画			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業 レビュー 事業番号	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	試験研究炉等の原子力の安全規制 (平成23年度)	81 (32)	46 (25)	30 (13)	25 (10)	23	4.6	原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施する。具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。	006
(2)	原子力規制検査の体制整備事業 (旧:発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業) (平成23年度)	63 (34)	73 (40)	87 (62)	292 (238)	211	4.6	法令改正による検査制度の運用改善、検査制度への品質保証の取り入れ拡大等の保安に係る検査の有効性向上の検討、検査制度の運用を効率化させるシステム及び原子力規制検査ホームページの整備・保守を行う。また、国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見を収集等することで、検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の継続的な検討に資する。	010
(3)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成23年度)	382 (256)	355 (233)	320 (253)	251 (214)	230	5	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会に付す。また、海外との情報共有を実施するとともに、最新情報を集約した定期的な刊行物の作成を通じて原子力規制庁職員への情報提供を行う。	011
(4)	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	593 (439)	1,132 (771)	851 (767)	987 (697)	1,656	5	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造材が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。	012
(5)	バックエンド分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	109 (76)	275 (266)	346 (305)	360 (304)	325	5	第二種廃棄物埋設に関する規制基準のうち、浅地中トレンチ・ピット処分に関して、技術基準の性能規定化等の改正に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。一方、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や、規制基準等の整備に向けた科学的・技術的知見の整理に加え、適合性審査に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。 さらに、原子力発電所等の廃止措置終了確認に必要な科学的・技術的根拠を整備するとともに、新規クリアランス対象物に対するクリアランスレベルの検討及び認可・確認に関する科学的・技術的根拠を整備し、適切な制度運用に資する。	016

(6)	放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業 (平成23年度)	95 (78)	86 (60)	100 (81)	94 (97)	93	5	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。 さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。 また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	017
(7)	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業 (平成25年度)	1,203 (1,201)	725 (713)	37 (35)	468 (405)	319	5	活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶構造等を分析するとともに、その特徴と活断層との比較から、変位・変形の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約40万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。さらに、海域活断層の活動履歴を評価するため、断層により変位した海底堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代を分析する。	021
(8)	燃料破損に関する規制高度化研究事業 (旧：燃料設計審査分野の規制研究事業) (平成26年度)	598 (460)	607 (510)	1,153 (945)	218 (160)	1,225	5	燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定当時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	022
(9)	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業 (平成23年度)	1,905 (1,572)	1,755 (1,603)	1,960 (1,857)	1,693 (1,540)	1,362	5	原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の規模や発生頻度に関する不確かさを適切に踏まえた評価に係る知見の拡充、海底地すべり起因の津波を考慮した確率論的津波ハザード評価等の調査・研究を行う。また、フラジリティ関連の研究として、地震・津波等の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る知見の拡充、飛翔体等の衝突による建屋及び設備の損傷評価等の調査・研究を行う。	023
(10)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	224 (185)	186 (130)	230 (170)	251 (200)	91	5	加工施設及び再処理施設に対する内部火災に係るリスク評価手法の整備・高度化を行うための検討を行う。また、内部事象を含めたリスク評価の事故シナリオをより適切なものとするとともに、評価に伴う不確かさを低減すること等を目的として以下の項目の技術的検討を行う。 ① 火災又は爆発 ② 蒸発乾固 ③ 機器の経年劣化	024
(11)	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業 (平成25年度)	1,443 (1,340)	1,410 (1,269)	1,596 (1,305)	1,251 (828)	955	5	今後の安全規制を支援するため、国際協力を通じて最新の技術的知見等を調査するとともに、信頼性の向上した技術的知見の蓄積のため、実験を通じた不確かさの大きいシビアアクシデント現象のメカニズム解明、最新知見に基づく解析コードの開発、妥当性の確認された解析評価手法の整備を実施する。このようにして拡充される最新の技術的知見に基づき、バックフィット要否等の判断を支援するための技術基盤を維持・向上する。	025
(12)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業 (平成15年度)	65 (48)	70 (58)	70 (63)	70 (66)	84	5	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	026
(13)	原子炉施設等の規制基準整備事業 (平成23年度)	24 (15)	19 (19)	51 (48)	82 (95)	83	5	規制当局が定める技術基準で要求している性能を国内の民間規格が満たしているか評価するとともに、国内外の法令・民間規格の動向を総合的に調査・分析する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	027

(14)	技術基盤分野の規制高度化研究事業(リスク情報の活用) (平成23年度)	92 (81)	175 (153)	291 (94)	290 (234)	315	5	原子炉施設に「リスク情報」を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、「リスク情報」を活用するための基盤となる確率論的リスク評価(PRA)について、手法・データの整備・高度化を行う。	028
(15)	発電炉設計審査分野の規制研究事業 (平成23年度)	2,030 (1,844)	1,757 (1,549)	1,321 (1,197)	1,021 (896)	1,267	5	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策等に係る妥当性評価手法、火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法を整備する。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るため、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。	029
(16)	大規模噴火のプロセス等の知見整備に係る研究事業 (旧:火山影響評価に係る研究事業) (平成26年度)	539 (496)	607 (587)	447 (427)	408 (372)	470	5	カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまでも実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実を図る。	030
(17)	原子力規制高度化研究拠出金 (平成26年度)	299 (210)	235 (215)	228 (192)	296 (228)	262	5	原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠となる基盤技術を確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要がある。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。	031
(18)	人的組織的要因の体系的考慮に係る規制研究事業 (平成29年度)	-	71 (2)	140 (126)	78 (67)	79	5	原子力規制委員会は、IRRSにおいて明らかになった課題”人的組織的要因を体系的に考慮すること”等を踏まえ、人的組織的要因に関するプラントの設計審査及び監視・検査制度における規制要件の明確化を進めている。本事業では、設計審査に対する規制要件の明確化に関しては、原子炉制御室等の設計の審査において人的組織的要因を考慮するための規則・基準類、審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。監視・検査制度に関しては、現在進められている監視・検査制度の見直しを踏まえ、新たに求められる検査官能力の向上や品質管理・安全文化に関する審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。	034
(19)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	-	823 (788)	899	5	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	035
(20)	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業 (令和2年度)	-	-	-	-	1,003	5	原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化挙動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。	新規
(21)	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究事業 (令和2年度)	-	-	-	-	54	5	最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面での使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証(Verification)作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認(Validation)作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。	新規
施策の予算額・執行額		9,745 (8,367)	9,584 (8,203)	9,258 (7,940)	8,958 (7,439)	11,006			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法	政策評価 実施予定時期	2021年8月	
施策の概要	・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 ・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議			
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。 (1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		年度ごとの実績値								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA管理番号:3.(1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) 〈アウトカム指標〉	- (-)	-	-	-	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したものの。			
		0	0	0	0					
定性指標		目標					測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠			
2	令和2年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(1)】	・原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえつつ、原子力規制検査制度を円滑に実施に移すことができたか。 ・核物質防護に係る規制を厳正かつ適切に実施したか。 ・放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求の実施にかかる適切な審査・検査を実施したか。 ・国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。					原子力規制委員会 令和2年度重点計画			
3	令和2年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(2)】 〈保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む〉	・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について誠実に履行し、保障措置拡大結論を維持したか。 ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行なったか。 ・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信したか。					原子力規制委員会 令和2年度重点計画			
4	令和2年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(3)】	・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行なえたか。また、必要な改善が図られたか。					原子力規制委員会 令和2年度重点計画			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業 レビュー 事業番号
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1) 試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	41 (14)	37 (29)	38 (28)	37 (36)	37	2	原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護に係る検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	036
(2) 保障措置の実施に必要な経費 (昭和52年度)	2,956 (2,749)	3,082 (3,069)	3,190 (3,184)	3,550 (3,533)	3,441	3.4	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で取去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	037
(3) 保障措置環境分析調査事業 (平成8年度)	264 (260)	1,104 (1,036)	570 (543)	617 (570)	569	3	①新規分析手法の開発(令和2年度は、単一ウラン粒子を対象としたウラン精製時期決定法の開発とともに、開発した精製時期決定法を総括)や既存分析手法の高度化 ②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析 ③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理	038
(4) 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成13年度)	11 (0)	262 (19)	35 (28)	32 (29)	73	3.4	大型混合酸化物燃料加工施設(J-MOX)では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立することが必要。このため、本事業では、施設的设计・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器)を開発・設置し、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。	039
(5) 国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和61年度)	117 (117)	102 (102)	104 (98)	135 (135)	101	3	国際原子力機関(IAEA)で実施している下記の4つの事業への拠出を通じ、IAEAにおける保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。 ・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画 ・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画 ・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 ・IAEAによる保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。	040
(6) 原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	143 (110)	140 (120)	113 (99)	114 (111)	114	2	(1)新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュリティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。 (2)規制動向調査 原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する。	041
施策の予算額・執行額	3,532 (3,250)	4,727 (4,375)	4,050 (3,980)	4,485 (4,414)	4,335			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名		4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価 実施予定時期	2021年8月
施策の概要		東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020		
達成すべき目標		以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の分析 (3)放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)		
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値							
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	廃炉に向けた取組の監視 (中期的リスクの低減目標 マップのうち、2020年度内の 主要な12目標についての指 摘及び取組状況の確認) 【PDCA管理番号:4.(1)】	- (-)	-	-	-	-	12項目	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項 (2020年度内の主要な12目標)について、遅延なく進められるよう監視・指導することが望ましいため。		
2	事故の分析(東京電力福島 第一原子力発電所における 事故の分析に係る検討会を5 回以上開催) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	-	-	5回			
							5回			
定性指標		目標							測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠	
3	令和2年度重点計画に定め る廃炉に向けた取組の監視 に係る各種の取組の進捗状 況 【PDCA管理番号:4.(1)】	・実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、 東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 ・実施計画に定めるべき事項について、東京電力福島第一原子力発電所の施設の状態等に応じた合理化を行うことができたか。							原子力規制委員会 令和2年度重点計画	
4	令和2年度重点計画に定め る事故の分析に係る各種の 取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4.(2)】	・2020年内に、事故分析に係る中間的な報告書を取りまとめることができたか。 ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等における関係機関との調整により、事故分析のための調査と廃炉作業を円滑に実施することができたか。							原子力規制委員会 令和2年度重点計画	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業 レビュー 事業番号	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
5	令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:4.(3)】				総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。 ・福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。			原子力規制委員会 令和2年度重点計画	
(1)	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業(012再掲) (旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	593 (439)	1,132 (771)	851 (767)	987 (697)	1,656	3.4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。	012
(2)	環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度)	1,706 (1,550)	1,767 (1,697)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010	5	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	013
(3)	海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度)	978 (808)	832 (798)	799 (790)	851 (849)	856	5	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	014
(4)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度)	147 (104)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116	5	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	015
(5)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800	5	福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。	0163 (復興庁)
(6)	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	1,241 (1,080)	1,298 (1,046)	1,344 (1,233)	1,327 (1,229)	1,236	5	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的領域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実等を実施する。	0164 (復興庁)
(7)	環境放射線測定等に必要な経費	1,482 (1,200)	1,108 (912)	1,118 (948)	1,137 (1,030)	1,086	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。	0165 (復興庁)
施策の予算額・執行額		6,947 (5,981)	7,060 (6,137)	7,292 (6,744)	7,099 (6,473)	7,760			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価 実施予定時期	2021年8月
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020		
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。 (1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急事態対策室長 放射線防護グループ 小野 祐二 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 保障措置室長、丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理(放射線規制担当)		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	-	-	-	-	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の1つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和2年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	
3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の実施状況の公表) 【PDCA管理番号:5.(5)】	- (-)	365日分	365日分	365日分	366日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の実施状況の公表を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	

定性指標		目標					測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠		
4	令和2年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。 令和2年度の放射線安全規制研究戦略的推進事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実に実行するとともに、令和3年度事業に係る重点テーマの設定及び公募を早期に行ったか。 放射線安全規制研究戦略的推進事業が開始から3年が経過したことを踏まえ、今後の事業の方向性について検討を行ったか。 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を行ったか。 					原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
5	令和2年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(2)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、厳正かつ適切な審査・検査を実施しているか。 放射線測定に関する関連規則及びガイド改正に向けたプロセスを着実に進めたか。 規制体系等の改善のためのガイド整備を着実に進めたか。 IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。 					原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
6	令和2年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。 緊急時活動レベル(EAL)の判断基準に係る抜本的な見直しについては、原子力規制委員会の方針を踏まえ対応を行ったか。 モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。 					原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
7	令和2年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> 事態の蓋然性を考慮し、関係省庁又は関係部署と連携しつつ原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できたか。放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施できたか。 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。 訓練・研修を体系的に整理し実施すること及び緊急時対応業務に関する業績目標を適切に管理することにより、効果的な緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を内閣府(原子力防災担当)と協力しながら整備し、緊急時対応業務に従事する職員の力量管理体制を強化できたか。 緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について訓練を実施したか。 緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について課題となる事項を整理し検討を行ったか。 原子力事業者防災訓練について、令和元年度の原子力事業者防災訓練の評価結果等を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和2年度原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、見直しの方向性について検討を行ったか。 					原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
8	令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(5)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。 緊急時における放射線モニタリング体制の強化及び必要に応じた見直しが行われたか。 47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施したか。また、それらの測定結果等を遅滞なく公表できたか。 					原子力規制委員会 令和2年度重点計画		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業 レビュー 事業番号	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	放射線安全規制研究戦略的 推進事業 (平成29年度)	-	300 (235)	353 (283)	324 (275)	289	4	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。具体的には、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。	008

(2)	原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業 (平成2年度)	176 (171)	170 (170)	170 (169)	152 (152)	145	5	原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のがんにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粹に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、がん死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づき関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信して行く。	009
(3)	放射性同位元素使用施設等の安全規制 (旧:放射線障害防止対策に必要な経費) (昭和33年度)	216 (201)	95 (85)	117 (105)	105 (96)	138	5	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるにあたり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性元素の受入れ等の報告確認を行う。	007
(4)	環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度) (再掲)	1,706 (1,550)	1,767 (1,697)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010	8	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	013
(5)	海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度) (再掲)	978 (808)	832 (798)	799 (790)	851 (849)	856	8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	014
(6)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度) (再掲)	147 (104)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	015
(7)	放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	1,543 (1,383)	1,532 (1,347)	1,474 (1,289)	1,253 (1,172)	1,615	8	米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。 1 米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 2 輸入食品、農作物、海産物の放射能に関する調査研究 3 大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 4 離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁:原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	042
(8)	放射線モニタリング等人材育成事業 (平成2年度)	243 (236)	243 (243)	237 (237)	239 (239)	277	8	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。 ②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。	043

(9)	環境放射線モニタリング技術調査等事業 (旧:環境放射線モニタリング国際動向調査等事業) (平成25年度)	12 (12)	12 (4)	12 (10)	34 (22)	39	6	本事業は、放射能測定法シリーズ(既存マニュアルは全34冊)について、改訂(制定)の方向性の検討及び改訂(制定)案の作成等を行うものである。放射能測定法シリーズについては、平成28年度に有識者から構成される原子力規制委員会の「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、40年以上改訂されていないものもあり、技術の進展を反映する必要があること、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見を反映する必要があることから、全34冊全ての分析・測定法を優先順位をつけて改訂していく必要があることや新たに整備する必要のあるマニュアルも存在することが示されている。また、国際原子力機関(IAEA)等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・向上を図る。	044
(10)	放射線監視等交付金 (昭和49年度)	7,413 (6,178)	7,029 (6,547)	7,627 (6,722)	7,142 (6,546)	4,958	8	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接道府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	045
(11)	緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成26年度)	1,325 (1,042)	837 (723)	669 (652)	1,288 (1,252)	1,286	7.8	①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守 国及び地方公共団体が実施している放射線モニタリングの結果等を集約し緊急時に公表するシステム「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持 原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。 ③緊急時モニタリングセンターの整備・維持 原子力施設関係道府県に、緊急時モニタリングを指揮するための緊急時モニタリングセンター及びその活動に必要な資機材を整備する。	046
(12)	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	3,403 (3,054)	3,526 (3,188)	3,525 (3,375)	3,854 (3,806)	3,752	7	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	047
(13)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業 (平成26年度)	158 (116)	120 (104)	76 (42)	51 (33)	36	6	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。緊急時に講じられる防護措置である屋内退避による防護効果に関する技術的知見をより詳しく整備する。屋内退避時の被ばく経路には、屋外からもたらされる外部被ばくと、屋内に侵入した放射性物質によりもたらされる吸入被ばくがあり、本事業では、この双方における被ばく線量の低減効果に関する技術的知見を整備する。	048
(14)	原子力災害等医療実効性確保事業 (平成28年度)	495 (426)	449 (426)	443 (399)	463 (459)	3,307	5.6	東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。 具体的には、主に以下の事業を行う。 (1)原子力災害時医療研修・訓練等事業 ・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施 ・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施 ・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守 (2)原子力災害時医療体制実効性確保等事業 ・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置 ・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施 ・統合原子力防災ネットワークへの接続に必要な資機材の整備 (3)被ばく傷病者対応研修等放射線防護措置研修事業 ・RI施設において被ばく傷病者が発生した場合の緊急搬送と医療機関の対応能力向上のための研修等	049

(15)	航空機モニタリング運用技術 の確立等事業 (平成28年度)	279 (266)	319 (302)	318 (314)	277 (245)	280	8	航空機モニタリングの運用 ①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。 ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートの検討。 ③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。	050
施策の予算額・執行額		18,094 (15,547)	17,354 (15,982)	18,200 (16,593)	18,030 (17,014)	19,104			

「規制の事後評価書（簡素化）」（案）

法律又は政令の名称：原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令
 規制の名称：原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
 規制の区分：新設、**改正（拡充）**、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局：原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室
 評価実施時期：令和2年9月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

本政令の変更は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、敷地境界の放射線量率が「1時間あたり5マイクロシーベルト」を計測している際に炉心損傷が発生していたことを踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を、1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。当該規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

○原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等に関するベースライン

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていないことから、現行の基準である1時間あたり5マイクロシーベルトをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていなかったことから、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、遵守費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が新たに発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、近隣住民の避難等のための費用は新たに生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、行政費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、新たな費用は生じていない。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も生じていない。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。現時点において、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。また、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。

以上のことから、当該規制は、早期の避難指示等の対応によって近隣住民等の放射線被ばくリスクを低減させ国民の生命及び身体の安全を確保する観点から引き続き必要性が認められ、継続することが妥当である。

※ 本規制に係る事前評価は、簡素化様式が導入される前のガイドラインに基づいて行われたものであるため、簡素化様式による事前評価を実施していないが、簡素化要件v「科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの」に該当するため、事後評価において簡素化様式を使用した。

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室
評価実施時期	令和2年9月
事前評価時の想定と比較	本政令の変更は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、敷地境界の放射線量率が「1時間あたり5マイクロシーベルト」を計測している際に炉心損傷が発生していたことを踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を、1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。当該規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事前評価時には、遵守費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が新たに発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、近隣住民の避難等のための費用は新たに生じていない。
(行政費用)	事前評価時には、行政費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、新たな費用は生じていない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も生じていない。
考察	<p>当該規制は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。現時点において、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。また、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。</p> <p>以上のことから、当該規制は、早期の避難指示等の対応による近隣住民等の放射線被ばくによるリスクを低減させ国民の生命及び身体の安全を確保する観点から引き続き必要性が認められ、継続することが妥当である。</p>
備考	

規制に係る事前評価書

法令の名称	原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案
政策の名称	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
担当部局	原子力規制庁 原子力防災課長 金子 修一 電話番号:03-5114-2121
評価実施時期	平成25年7月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力災害管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を改める。
内容	原子力緊急事態宣言の判断基準として、原子力災害対策特別措置法施行令第6条で定める放射線量の値を1時間あたり500マイクロシーベルトから1時間あたり5マイクロシーベルトに変更する。また、それに伴い原子力防災管理者が通報しなければならない基準の変更を行う。
関連条項	原子力災害対策特別措置法第10条、第15条、原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条
必要性	平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力緊急事態宣言の判断基準等を厳格化する必要がある。
費用	
遵守費用	通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等のための費用が新たに発生する。 この場合、近隣住民等が規制を遵守するために負担する費用については、地域、避難経路、発生事象等により異なるため、推計することは困難である。 なお、事業者に対しては、当該改正規定による新たな義務は生じないため、追加の費用は発生しない。
行政費用	通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等が必要である。 この場合、国が負担する費用については、遵守費用と同様に考慮すべき事項が多様であるため推計することは困難である。
その他の費用	新たな負担は発生しない。
便益	原子炉施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、近隣住民等の放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えることができる。

想定される代替案		
代替案	東京電力株式会社福島第一原子力事故の経験を踏まえた変更であり、代替案は想定されない。	
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
便益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<p>費用:通常時においては新たな費用は発生しないが、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないものの、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が新たに発生する。</p> <p>便益:原子炉施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えることができる。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえると、近隣住民の健康被害の発生を最小限に抑えるため、原子力緊急事態宣言の判断基準を見直す必要がある。</p> <p>このことを踏まえると、当該改正により新たな費用負担が生じる可能性があるものの、原子力事業所において異常が発生した場合には、迅速な応急措置等の対応がなされ、人の健康に係る被害の発生を防止することができることから、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、当該規制は有効であるといえる。</p>	

有識者の見解その他の関連事項	
原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて検討された原子力災害対策指針において、「全面緊急事態」の判断基準として記載されている。	

レビューを行う時期又は条件	
新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。	

備考	

令和 2 年度第 1 回政策評価懇談会（7 月 3 日）における主な指摘と対応状況

令和 2 年 9 月 9 日
原子力規制庁

● 令和元年度実施施策に係る政策評価書（別添 1）について

主な指摘	対応等
この一年間にコロナウィルスや新技術等の状況変化、環境変化があれば、そのことを記載すべき。	P2「I. 原子力規制行政に対する信頼の確保」の「評価・分析」に追記。
政策評価を行う中で発見された課題やそれを踏まえて次年度の重点計画をどう変えるかといったことも事後評価書に書くべき。	次年度以降の評価においてそのように対応。
1 つめの施策目標（原子力規制行政に対する信頼の確保）については、結局信頼性が上がったのかということに関して言及すべき。	P2「I. 原子力規制行政に対する信頼の確保」の「評価・分析」に記載。

● 令和 2 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（別添 3）について

主な指摘	対応等
アウトプットとアウトカムの区分けが曖昧である。仕事の性質上、粛々とやるのでアウトプット目標にしている、事業者の努力や、国民の協力も得ながらやらなければならないのでアウトカムを目標にしている、といったことを意識し明示すること。	アウトカム指標について、その旨を明示し、両者の区分けを明確にした。 (P5、P10)
かなりの定量指標が事実上 0 か 1 のものであり、今後工夫してほしい。	深刻な事態が発生しないことをアウトカム指標としており、0 が多くならざるを得ない面があり、定性指標を含めより良い指標のあり方を検討。
評価の際に、①目標設定時に想定した環境は想定どおりであったか、②そもそも目標は適切だったか、③施策自体も目標に照らして手段として有効なものであったか、④レジリエンス（外からのリスクや衝撃に対して対処する能力）を持って施策を実施できたか、の 4 つの視点でチェックするとよい。	次年度以降の評価においてそのような視点を取り入れる。
評価の際に考え方をガイドして、上述の 4 つの視点等で評価を実際に行う課室になぜうまくいかなかったか等を考えてもらうようにすると良い。アウトプットとアウトカムの間を考えることにもつながる。	次年度以降の評価においてそのような視点を取り入れる。

● 「規制の事後評価書（簡素化）」（別添４）について

主な指摘	対応等
原子力規制委員会だけの問題ではないが、規制の事前評価及び事後評価は記述を充実すべき。定量的に評価できなくても、定性的なことを整理することでも構わない。	定性的な評価の記載を充実。

● その他

主な指摘	対応等
<p>政策評価の手法について</p> <p>中期目標の５年と重点計画の１年の間をつなぐものがない。組織が硬直化すると、上層の考えと現場の動きが乖離しがち。どう有機的につなげていくのが課題。</p> <p>組織目標と手段の関係がよく見えない。目標を強く意識しながらやっていく必要がある。</p> <p>重点計画でⅠ～Ⅲに区分したのは興味深く、これをもとにメリハリを付けた評価をしてほしい。</p>	政策評価やマネジメントシステムを通じた業務改善の取組に生かしていく。
<p>規制委員会の業務全般について</p> <p>主観的な信頼、trustなのか、システムが客観的に信頼できる状況という trustworthinessなのか、区別する考え方もある。その上で Trustworthiness が trust されるという文化があるかないかが問題となるが、原子力規制委員会が目指すのは trustworthiness ということなのだろう。</p> <p>廃炉時代への対応や1F事故分析は原子力規制庁の重要な役割の一つ。過去に起こしたことの検証とその教訓を今後活かすことも重要。</p>	—

制定 令和 2 年 3 月 4 日 原規総発第2003041号 原子力規制委員会決定

令和 2 年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和 2 年 3 月 4 日
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和 2 年 3 月 4 日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和 2 年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。
2. 事後評価の対象とする政策
 - ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和元年度原子力規制委員会の政策体系（平成31年3月27日原子力規制委員会決定）（別添）のI～VIを対象とする。
 - ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年12月1日施行）を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。）等に基づき実施する。
3. 令和元年度実施政策に係る事後評価の実施方法
 - ① 政策の主管課等は、令和元年度実施政策について、令和元年度実施施策に係る事前分析表（令和元年8月21日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
 - ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原子力規制委員会決定）第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
 - ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
 - ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

令和元年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標		PDCA管理番号
I 原子力規制行政に対する信頼の確保		
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組		I.1
2. 組織体制・運営等の継続的改善		I.2
3. 国際社会との連携		I.3
4. 法的支援、訴訟事務等の実施		I.4
5. その他		I.5
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施		
(原子炉等規法関係)		
1. 原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施		II.1
2. 原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施		II.2
3. 最新知見に基づく規制制度の策定、見直し		II.3
4. 安全と核セキュリティと保障措置の調和		II.4
(放射線障害防止法関係)		
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施		II.5
6. その他		II.6
III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等		
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視		III.1
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析		III.2
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施		III.3
4. その他		III.4
IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築		
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善		IV.1
2. 国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映		IV.2
3. 安全研究の推進		IV.3
4. 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進		IV.4
5. その他		IV.5
V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		
1. 核セキュリティ対策の強化		V.1.
2. 保障措置の着実な実施		V.2
3. その他		V.3
VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化		
1. 最新知見に基づく放射線防護対策に係る技術的基準の改善		VI.1
2. 放射線モニタリングの実施・技術的検討		VI.2
3. 危機管理体制の充実・強化		VI.3
4. その他		VI.4

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、I～VIとする。